

配置確認報告書の提出について

(建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号適用建築物)

練馬区は建築基準法（以下、法という。）第 43 条第 2 項第 2 号の許可を取得した物件について、検査を受けないものや許可条件に抵触するものに対する取り組みを講じているところです。

こうした取り組みの一つとして、工事監理者に早期の段階で許可基準にかかわる建築物の配置状況を確認してもらうため、基礎・配筋工事の段階で法第 12 条第 5 項に基づく報告書の提出を求めることとしました。

配置確認報告書提出手続き

① 配置確認報告書の作成（報告書は法第 12 条第 5 項に基づきます。）

工事監理者は、基礎・配筋工事後に現場を確認し、許可条件に適合していることを確認した後に、速やかに「配置確認報告書」を作成してください。

② 配置確認報告書の提出

下記連絡先の担当のチェックを受けた後で、建築課管理係に提出してください。提出部数については一部としますが、建築主等の希望により副本の交付を希望される場合には二部（副本についてはコピーでも可）提出してください。



③ 審査担当者による現場確認

提出後、区の担当が現場確認をします。現場確認の際に工事監理者の立会いは必須ではありませんが、敷地境界位置の表示と現場作業員等への周知をお願いいたします。

※ 本建築物の基礎・配筋工事完了予定日は令和 2 年 3 月 30 日です。

基礎・配筋工事完了予定日が大きく変更になる場合は報告をしてください。

基礎・配筋工事完了予定日を過ぎて、配置確認報告書の提出がない場合には、代理人、工事監理者や建築主等に連絡をして確認をします。

【連絡先】	練馬区 都市整備部
	建築審査課 建築審査係 担当（  ）
	電話番号 03-3993-1111 内線（  ）直通 03-5984-1299

建築主の方へ

建築基準法の許可取得物件にかかる注意事項

本物件は、建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第2号の許可を取得した物件です。計画を変更する際には、改めて許可申請手続きが必要となる場合があります。

また、以下の行為をお考えの際は、必ず建築審査課建築審査係に事前相談をお願いします。

1 建築物の増築

カーポート、バルコニーや屋上等への屋根の設置または物置の設置も増築に該当し、許可を取り直す必要がある場合、あるいは許可の基準を満たさない場合がありますので、ご注意ください。

2 工作物の設置

門、塀、フェンスまたは花壇等を設ける際には、通路に突出することが無いよう境界線位置の確認をお願いします。

なお、法第43条第2項第2号の許可を受けた建築物の用途を変更することはできません。

住宅を共同住宅・寄宿舍等に変更することや、住宅の一部を店舗・事務所等に変更することもできませんので、ご注意ください。

お問い合わせ先

練馬区 都市整備部 建築審査課 建築審査係

電話番号03-5984-1299（直通）

許可通知書

第 H31建法許可練馬区00084 号
令和 2. 1. 28 日

申請者 株式会社 シンセイハウジング
代表取締役 増田 菊次 様

練馬区長 前川 耀男



- 申請年月日 令和 元 年 12 月 27 日
- 建築場所又は築造場所 練馬区大泉町二丁目3510番77、78
- 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

建築物の概要 (主要用途)	一戸建ての住宅	
(工事種別)	新築	
(階 数)	地上2階建	
(構 造)	木造	
(建築面積)	48.02	m ²
(延べ面積)	93.00	m ²

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づき、下記の条件等を付して許可しましたので通知します。

記

建築基準法第92条の2の規定により許可に付する条件は次のとおりとする。

- ・隣地境界線から建築物までの保有距離は、有効500mm以上とすること。
- ・準耐火建築物とすること。
- ・当該敷地前面の通路境界線から突出している塀等は「建築確認済証」を受ける前に撤去し、新たに塀等を設置する場合は、通路境界線を越えて設置しないこと。
- ・通路後退位置をコンクリート杭等で明示すること。
- ・完了検査までに、将来用転回広場部分(配置図斜線部分)を築造すること。アスファルト等の舗装とし、縁石で仕切ること。その部分には、工作物等を築造せず、自動車置場等としての使用をしないこと。また、一般の用に供すること。

(注意)この通知書は、大切に保存しておいて下さい。

教示文は別紙のとおり

別紙

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、練馬区建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、練馬区を被告として（訴訟において練馬区を代表する者は練馬区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

許可申請書（建築物）

（第一面）

(51)

建築基準法第 83 条 第 2 項 第 2 号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 様

令和元年 12 月 27 日

申請者氏名 株式会社シンセイハウジング 代表取締役 増田菊次



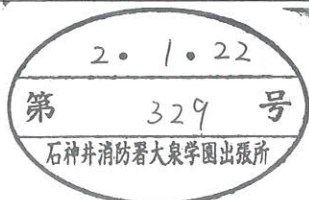
【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 カブシキガイシャ シンセイハウジング ガイユトリシマリヤク マスター キクジ
- 【ロ. 氏名】 株式会社シンセイハウジング 代表取締役 増田 菊次
- 【ハ. 郵便番号】 179-0076
- 【ニ. 住所】 東京都練馬区土支田3-18-5
- 【ホ. 電話番号】 03-5875-6261

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 (1 級) 建築士 (大臣) 登録第 302663 号
- 【ロ. 氏名】 仲田 敏正
- 【ハ. 建築士事務所名】 (1 級) 建築士事務所 (埼玉県) 知事登録第 (4) 8352 号
エム. デザインオフィス
- 【ニ. 郵便番号】 352-0021
- 【ホ. 所在地】 埼玉県新座市あたご3-2-21
- 【ヘ. 電話番号】 048-201-2402

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 1. 12. 27 日			年 月 日
H31 建法許可練馬区 00084			H31 建法許可練馬区 00084
係員印			係員印
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会
年 月 日	年 日		年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員印	係員印		係員印



建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 東京都練馬区大泉町二丁目3510番77.78

【2. 住居表示】 東京都練馬区大泉町二丁目55-1

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】 土地区画整理事業すべき区域、最低敷地80㎡、第1種高度地区、最高高さ10m、日影規制4-2.5時間/1.5m

【5. 道路】

【イ. 幅員】 *法外9.5m×2.2m×2号×4号*
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (96.32㎡) () () ()
(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 (第一種低層住居専用地域) () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
(100%) () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
(50%) () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 96.32㎡
(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 100%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 50%

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 (48.02㎡) () (48.02㎡)

【ロ. 建蔽率】 49.86%

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (93.00㎡) () (93.00㎡)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
() () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
() () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
() () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】
() () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () ()

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】
() () ()

【ル. 住宅の部分】 (93.00㎡) () (93.00㎡)

【ヲ. 老人ホーム等の部分】
() () ()

【ワ. 延べ面積】 93.00㎡

【カ. 容積率】 96.56%

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 令和2年 3月 15日

【13. 工事完了予定年月日】 令和2年 7月 15日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】 1

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 木造 一部 造

【4. 高さ】
【イ. 最高の高さ】 7.910m
【ロ. 最高の軒の高さ】 5.875m

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1 階)	(08010)	(一戸建ての住宅)	(44.98㎡)	()	(44.98㎡)
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(2 階)	(08010)	(一戸建ての住宅)	(48.02㎡)	()	(48.02㎡)
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08010)	(一戸建ての住宅)	(93.00㎡)	()	(93.00㎡)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- ① 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- ② 申請者が2以上のときは、1欄は代表となる申請者について記入し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 2欄は、設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地は設計者の住所を書いてください。
- ④ 設計者が2以上のときは、2欄は代表となる設計者について記入し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑤ ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ③ 4欄は、建築物の敷地が存する3欄に掲げる地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ④ 5欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑥ 6欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑦ 6欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑧ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、6欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑨ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、6欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第6項、第7項若しくは第8項に該当する場合においては、6欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第6項、第7項又は第8項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑪ 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑫ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬ 10欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ヘ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ト」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「チ」に自家発電設備を設ける部分、「リ」に貯水槽を設ける部分、「ヌ」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ル」に住宅の用途に供する部分、「ヲ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。
- ⑭ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、10欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑮ 10欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から

「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、6欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

⑩ 6欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、9欄の「ロ」並びに10欄の「カ」は、百分率を用いてください。

⑪ ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、14欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、5欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 5欄の「イ」は、建築基準法第48条第1項から第13項までの規定による許可を申請する場合において、最上階から順に記入し、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑥ 5欄の「ロ」は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑦ ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、6欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑧ 建築物が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。）である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、7欄に、高床式住宅である旨及び床下の部分の面積を記入してください。

委任状

令和 1 年 12 月 20 日

建築主

住所 〒 179-0076
東京都練馬区土支田3-18-5

氏名 株式会社シンセイハウジング 代表取締役 増田菊

私は 仲田 敏正 を代理人と定め、下記の建築物等に係る建築基準法等の規定に基づく手続き（引受承諾書の受領を含む。）等に関する一切の権限を委任します。

記

1 申請の区分

- 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認
- 建築基準法第7条の4第1項の規定による中間検査
- 建築基準法第7条の2第1項の規定による完了検査
- 建築基準法第43条2項2号許可申請手続き
- 住宅金融支援機構の適合証明業務に係る物件審査
- 住宅金融支援機構に係る工事審査
- その他上記に係る各種届出

2 申請する建築物等

- 建築物
- 建築設備（昇降機）
- 建築設備（昇降機以外）
- 工作物（法第88条第1項）
- 工作物（法第88条第2項）

3 建築場所、設置場所又は築造場所

東京都練馬区大泉町二丁目3510番177、178

4 建築物等の用途

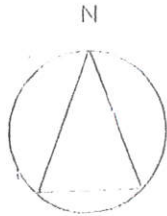
一戸建ての住宅

議案第 50 号

建物概要書

(個別取扱い分)

住所	東京都練馬区土支田三丁目18番5号		
建築主 フリガナ	カブシキカイシャ シンセイハウジング	ダイエイトリシマリヤク	マスタ キクジ
氏名	株式会社 シンセイハウジング 代表取締役 増田 菊次		
申請の要旨	建築計画を進めるため、不接道敷地の例外許可を得ること。		
適用条文	建築基準法第43条第2項第2号		
敷地の地名・地番	練馬区大泉町二丁目3510番77、78 (住居表示:練馬区大泉町二丁目55番1号)		
地域地区	第一種低層住居専用地域 準防火地域 土地区画整理事業施行すべき区域	建蔽率50% 第一種高度地区	容積率100% 最低敷地面積80㎡
建築物の概要	建築計画		付する条件
	用途	一戸建ての住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・隣地境界線から建築物までの保有距離は、有効500mm以上とすること。 ・準耐火建築物とすること。 ・当該敷地前面の通路境界線から突出している塀等は「建築確認済証」を受ける前に撤去し、新たに塀等を設置する場合は、通路境界線を越えて設置しないこと。 ・通路後退位置をコンクリート杭等で明示すること。 ・完了検査までに、将来用転回広場部分(配置図斜線部分)を築造すること。アスファルト等の舗装とし、縁石で仕切ること。その部分には、工作物等を築造せず、自動車置場等としての使用をしないこと。また、一般の用に供すること。
	敷地面積	96.32 m ²	
	建築面積	48.02 m ²	
	延べ面積	93.00 m ²	
	高さ	7.910 m	
	構造	木造	
	及び階数	地上2階建	
	建蔽率	49.86 %	
	容積率	96.56 %	
指導経過	<ul style="list-style-type: none"> ・協定通路の延長距離が55mを超えているため個別扱いとし、かつ、準耐火建築物とする。 		



敷地の
地名・地番

練馬区大泉町二丁目3510番77,78 住居表示

大泉町二丁目55-1

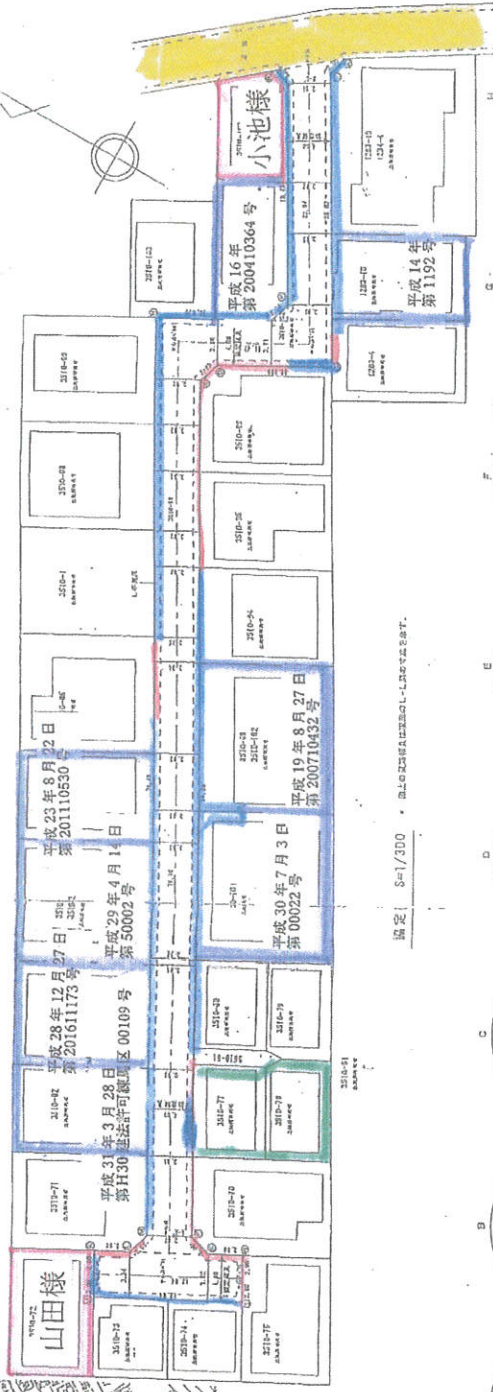
記入方法

- ・申請敷地を中心に半径5cmの円を書き、円の内部を次のとおり着色及び記入すること。
- ・今回許可・認定の適用に該当する道等を赤色、当該道等から通り抜けている許可・認定の適用のない区有通路等を水色、建築基準法上の道路を黄色、他の許可・認定の対象の道等を桃色、申請敷地を緑色、その他の道等は無着色で表示すること。
- ・当該通路において、過去に許可・認定を取得した敷地を紫色で着色し、許可・認定年月日および許可・認定番号を記入すること。申請敷地が過去に許可・認定を取得している場合は、緑色で着色し、紫色で緑どりすること。

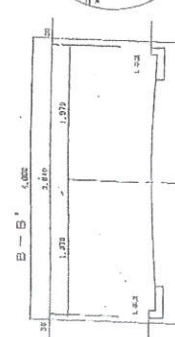
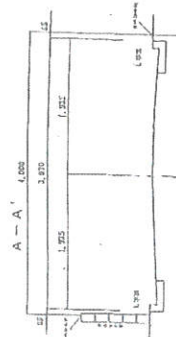
協定通路認定申請図

申請に於ける道路幅員	幅員	長さ
段野区大森町2丁目3510番99	4.00 m	127.13 m
段野区大森町2丁目3510番162	底辺 2.00 m	
段野区大森町2丁目1293番15の一部	底辺 2.00 m	

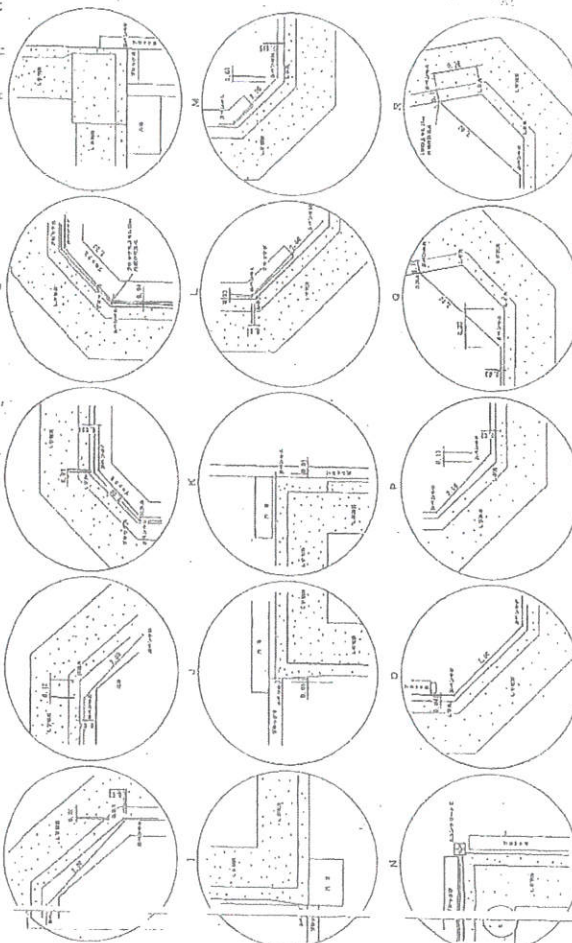
年月日	平成29年12月14日
頁	5
号	7



協定 S=1/300 平面図



断面図 S=1/50



申請人	段野区大森町2丁目3510番99
申請内容	協定通路認定申請

申請人 段野区大森町2丁目3510番99
申請内容 協定通路認定申請

図面 S=1/500

練馬区長 前川 耀男 殿

令和元年度 月 練馬区建築審査会
位置指定道路（築造を猶予する位置指定道路含む）不同意者報告

申請敷地	練馬区大泉町 2丁目 3510-77-78
住居表示	練馬区大泉町 2丁目 55-1
申請者	株式会社 シンセイハウジング 代表取締役 増田 泰久
協定通路	認定：平成29年12月14日第7号 巾員：40M 延長：127.13M
報告者	工. ケンオフィス [REDACTED] 印

今回の不同意廻り状況

関係権利者 名中、 名同意、 2 名不同意

土地の地番	所有権者氏名	
3510-162	[REDACTED] 様	[REDACTED]
今回伺い日	説明内容	
令和元年9月8日	1283番15～3510番75までの協定通路として認定された通路を位置指定道路とするための同意を「お断り」。	
	不同意理由 所有者本人は現在病氣療養中で長期不在で、25に日常生活に於ける判断能力に及びない状況であること、所有者本人の同意を妨げる困難であるため、不同意として報告した。	

土地の地番	所有権者氏名	
3510-72	[REDACTED] 様	
今回伺い日	説明内容	
令和元年9月8日	1283番15～3510番75までの協定通路として認定された通路を位置指定道路とするための同意を「お断り」。	
	不同意理由 位置指定道路に及びない、敷地の一部と取回広場として提供すること、協定通路として同意した時の土地面積を減らして行う位置指定道路の変更は、同意できない。	